

予防通所リハビリ料金 3割負担

【通常規模】

地域単価10,88円

介護度	サービス提供時間	介護度単位	施設利用介護サービス費(基本料金)	おやつ代	月額
要支援1	午前2H-3H	2,268単位	7,690円		7,690円
	午後2H-3H	2,268単位	7,690円	30円	7,720円
要支援2	午前2H-3H	4,228単位	14,374円		14,374円
	午後2H-3H	4,228単位	14,374円	30円	14,404円

※ 午後短時間2H-3Hご利用の方は、おやつ代30円/日を頂戴いたします。

※ 要支援1：基本料金にサービス提供体制強化加算Ⅰ 287円/月を含みます。

※ 要支援2：基本料金にサービス提供体制強化加算Ⅰ 574円/月を含みます。

※ 介護職員等処遇改善加算として所定の単位数に7.7%が加算されます。(令和6年5月31日まで算定)

※ 介護職員等処遇改善加算として所定の単位数に8.6%が加算されます。(令和6年6月1日～算定)

介護サービス加算項目・内容 3割負担

サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1	287円/日	介護福祉士70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援2	574円/日	介護福祉士70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
口腔機能向上加算(Ⅰ)	490円/回	口腔機能が低下している方またはそのおそれのある方へ要介護状態への重度化防止や要支援状態からの改善を目指したサービスを提供(月2回を限度)
要支援1 12月超減算	-392円/月	定期的なリハビリ会議行い、リハビリデータを厚生労働省に提出により減算なし しかし、要件を満たさない場合は減算
要支援2 12月超減算	-784円/月	定期的なリハビリ会議行い、リハビリデータを厚生労働省に提出により減算なし しかし、要件を満たさない場合は減算
事業所評価加算 (R6.5.31まで算定可)	392円/月	評価対象期間において利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ (R6.5.31まで算定可)	4.7%	所定単位数の4.7%を加算/月
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ (R6.5.31まで算定可)	2.0%	所定単位数の2.0%を加算/月
介護職員等 ^{ヘルパー} 等 支援加算(R6.5.31まで算定可)	1.0%	所定単位数の1.0%を加算/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ (R6.6.1～算定可)	8.6%	所定単位数の8.6%を加算/月